

高山市東京圏からの移住支援金交付要綱

令和元年6月26日決裁

改正 令和2年2月21日決裁

令和3年3月22日決裁

令和4年3月31日決裁

令和5年3月31日決裁

令和5年6月23日決裁

令和6年3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏から本市に移住した者が、高山市東京圏からの移住支援金（以下「移住支援金」という。）の支給要件を満たした場合又は岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に基づく起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとし、移住支援金の交付については、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領（令和3年1月22日地振第403号の2岐阜県清流の国推進部地域振興課長通知）及び高山市補助金交付規則（昭和34年高山市規則第5号）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (3) 移住 永住の意思をもって本市に転入し、本市内に5年を超えて継続して住民登録をされ、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (4) 複数世帯 世帯員が2人以上の世帯をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) マッチングサイト 国の移住支援事業に係る都道府県が運営する求人データベースをいう。
- (7) 中小企業等 マッチングサイトにおいて、移住支援金の支給対象としている中小企業等を

いう。

- (8) 関係人口 高山市又は高山市民と関わりを有する者のうち、高山市が本事業においてその関係性を認めた者をいう。

(対象者)

第3条 移住支援金の支給対象者は、移住する予定のため住民登録した者で、移住支援金の申請時において、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号又は第3号の要件に該当し、複数世帯の申請をする場合にあつては第4号の要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した時は、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区に存する区域（以下「東京23区」という。）に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤をしていたこと（ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 高山市に、移住支援金の申請日から5年を超えて、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 高山市若者地元就職支援金又は高山市林業就業移住支援金の支給を受けていないこ

と。

(エ) その他岐阜県又は高山市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が移住支援事業を実施する都道府県のマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該就業する中小企業等に、移住支援金の申請日から5年を超えて、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業していること。

(ウ) 当該就業する中小企業等において、移住支援金の申請日から5年を超えて、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークの場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した者であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

エ 関係人口の場合

(ア) 市内の中小企業等に就業または市内で起業すること。

(イ) 市内の法人、団体又は個人の最低2者以上から、地域の関わりを有するとして推薦されていること。

(ウ) 岐阜県又は高山市が実施する移住定住施策への協力の意思があること。

(3) 起業に関する要件

申請日以前の1年以内に岐阜県が岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。ただし、前号のエに該当する場合は起業支援金の交付決定を必要としない。

(4) 世帯に関する要件（複数世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（移住支援金の額）

第4条 移住支援金の額は、別表第1のとおりとする。ただし、移住する際に係る経費の一部又は全部が、国、県又は市の制度による補助金等の交付対象となり、当該制度により補助金等が交付される場合は、移住支援金の交付対象としない。

（交付の申請）

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高山市東京圏からの移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に、別表第2に掲げる必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに高山市東京圏からの移住支援金交付決定通知書（別記様式第5号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知する。

2 市長は、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、高山市東京圏からの移住支援金不交付決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知する。

（交付請求等）

第7条 決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が移住支援金の交付を受けようとするときは、高山市東京圏からの移住支援金交付請求書（別記様式第7号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書に提出期限を設けることができる。

3 移住支援金の交付は、第1項に規定する請求があった月の翌月の末日までに交付決定者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（報告及び立入調査）

第8条 岐阜県及び高山市は、岐阜県東京圏からの移住支援事業の実施状況等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に応じて掲げる要件に該当すると認めたときは、移住支援金の交付の決定の全額又は半額を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び高山市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に高山市から転出した場合

ウ 第3条第1項第2号のア又はイに掲げる者にあつては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に高山市から転出した場合

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に移住支援金を交付するものとしてふさわしくないと認めたときは、全額又は半額を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付の決定の全額又は半額を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に移住支援金が交付されているときは、高山市東京圏からの移住支援金返還命令書（別記様式第8号）により移住支援金の全額又は半額の返還を命ずるものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から2か月以内に移住支援金の全額又は半額を返還しなければならない。

（重複交付の禁止）

第10条 この要綱の規定により移住支援金の交付を既に受けている者は、新たにこの要綱に

よる移住支援金の交付を受けることはできない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行し、平成31年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年12月20日以後の申請について適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年12月22日以後に移住した者に係る補助対象事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に移住した者に係る補助対象事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、同日以後に移住した者に係る補助対象事業に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年6月23日以後に移住した者に係る補助対象事業に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に移住した者に係る移住支援金について適用し、施行日前に移住した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 4 条関係）

申請世帯	補助金の額	備考
第 3 条第 2 号 ア、イ若しくは エ又は同条第 3 号のいずれかに 該当する単身世 帯	60 万円	
第 3 条第 2 号ウ に該当する単身 世帯	30 万円	
第 3 条第 2 号 ア、イ若しくは エ又は同条第 3 号のいずれかに 該当する複数世 帯	100 万円。ただし、 申請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 18 歳未満である世帯 員を帯同して移住する 場合は、世帯につき 3 0 万円を加算する。	世帯要件は第 3 条第 4 号に該当すること。
第 3 条第 2 号ウ に該当する複数 世帯	50 万円。ただし、申 請日が属する年度の 4 月 1 日時点において 1 8 歳未満である世帯員 を帯同して移住する場 合は、世帯につき 30 万円を加算する。	世帯要件は第 3 条第 4 号に該当すること。

別表第 2（第 5 条関係）

移住支援金 の種類	提出書類	備考
就業	(1) 高山市東京圏からの移住支援金の交付申請に関する誓約書（別記様式第 2 号）	1 報告及び立入調査に関すること。 2 補助金の返還について
	(2) 高山市東京圏からの移住支援金に係る個	

人情報の取扱同意書（別記様式第3号）	
(3) 申請者本人を確認する書類（運転免許証の写し、旅券の写し、個人番号カードの写し等）	官公庁が発行した氏名等が記載されている証明書等で本人の顔写真が貼付されたもの
(4) 転入を証明する書類（世帯全員の住民票）	入居者全員の住民登録地が確認できるもの
(5) 第3条第1号ア(ア)及び(イ)に該当する場合は、移住元での在住地、在住期間を確認できる申請者本人の住民票の除票等及び東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は東京23区で勤務していた企業等の退職証明書及び離職票の写し若しくは移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類	東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合には、在学期間や卒業校を確認できるもの
(6) 第3条第2号アに該当する場合は、就職先の就業証明書（別記様式第4号）	
(7) 第3条第2号イに該当する場合は、岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用していることが確認できる書類（任意）、就職先の就業証明書（別記様式第4号）	
(8) 第3条第2号ウに該当する場合は、所属先企業等の就業証明書（別記様式第4号の2）、自己の意思により移住したことを確認できる書類（任意）	
(9) 第3条第2号エに該当する場合は、就職先の就業証明書（別記様式第4号）、市内で関わりを持つ者2名以上からの推薦状（任意）、これまでの関係人口としての活動状況を確認できる書類（任意）	
(10) 第3条第4号に該当する場合は、世帯全員の住民票の除票	

起業	(1) 起業支援金の交付決定通知の写し	
	(2) 上記「就業」の提出書類の内、 ・(1)(2)(3)(4)(5) ・2人以上の世帯で申請の場合は(10)	